広島県薬剤師会では、薬局情報のデータベースを作成し、Webサイトに掲載するとともに、院外処方箋FAX窓口の送信先情報としております。　本データベースへの記載を希望する場合は、本申込書を**所属の地域薬剤師会にご提出ください**。

　なお、掲載にあたっては手数料をご負担いただきますことをご了承ください。（保険薬局部会会員薬局の掲載手数料は保険薬局部会にて負担いたします。）

**広島県薬剤師会薬局情報　への掲載申込書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出日：令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　薬剤師会　宛

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）薬局名 |  |
| 〒・所在地 | 〒 |
| 開設者名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 営業時間 |  |
| （記載例） | 月～金　9:00～18:00・土9:00～13:00 |
| 休　　　日 |  |
| （記載例） | 日曜・祝祭日 |
| 駐車場 | 台 |
| 開局年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 保険薬局コード |   |
| （記載例） | ０２,３４５６,７ |

※駐車場の台数は、スーパーマーケット等と共有の場合、「共有」とご記入ください。

無い場合は、空欄で結構です。

**次ページへ続く**

※は必須項目。青字は2024年5月提出に関する注記です。

記入もしくは該当項目に〇を付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 管理薬剤師名※ |  |
| ２ | 薬局ホームページURL公式SNS |  |
| ３ | 開局時間外の相談※ | 可 | 不可 |
| ４ | 時間外連絡先電話番号 |  |
| 薬局の電話が転送になる場合も再度ご記入ください。 |
| ５ | 夜間・休日調剤（輪番）等への参加※ | 参加 |
| 不参加・地域に輪番体制なし |
| ６ | 医療用麻薬の取扱い※注射剤を含む医療用麻薬の調剤があった際に対応できるか否か | 可 | 不可 |
| ７ | 医療材料・衛生材料の取扱い※「衛生材料（ガーゼやサージカルテープ等）」「保険医療材料（フィルムドレッシング材等）」の提供が指示された場合の対応可否 | 可 | 不可 |
| ８ | 高度管理医療機器の販売業　許可※ | 有 | 無 |
| 高度管理医療機器の貸与業　許可※ | 有 | 無 |
| ９ | 感染症法に基づく広島県知事による第二種協定指定医療機関への指定※協定書の確認が済んでいる場合は有りとしてください | 有 | 無 |
| 10 | オンライン服薬指導への対応※ | 可 | 不可 |
| 11 | 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱い品目数（おおよそ）※ | 品目 |
| 12 | 新型コロナウィルス抗原定性検査キット（もしくはコロナ・インフルの同時検査キット）の取扱い※ | 有 | 無 |
| 13 | 緊急避妊薬の調剤※ | 可 | 不可 |
| 14 | オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤※2024年5月末日の時点で研修を受講した薬剤師が在籍し、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に対応できる場合は可。研修未受講の場合は不可としてください。 | 可 | 不可 |

**次ページへ続く**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 15 | 在宅業務※各種届出を行っており、在宅業務の依頼があった際に対応できる場合は可としてください。対応可とした場合には、16以降の設問にご記入ください。 | 可 | 不可 |
| **16～23番は15番の設問で在宅業務「可」である薬局は回答してください** |
| 16 | 在宅訪問に対応できる時間※ | 　開局時間内 |
| 　開局時間の多少前後程度まで |
| 　応相談 |
| 　※ |
| 貴薬局で契約を結び在宅業務を行っている患者に対して、通常の在宅訪問に対応できる時間。具体的な時間設定がある場合は※枠に記載してください。 |
| 17 | 無菌製剤処理への対応※ | 　対応不可 |
| 　自薬局で対応 |
| 　共同利用で対応 |
| 自局で対応される場合は「自局で対応」を、既に共同利用の届け出を済ましており、無菌室の共同利用を利用して調剤を行う場合は「共同利用で対応」を選択してください。 |
| 18 | 中心静脈栄養への対応※ | 可 | 不可 |
| 19 | 医療用麻薬の持続注射療法への対応※ | 可 | 不可 |
| 20 | 小児の在宅医療への対応※ | 可 | 不可 |
| 21 | ケアカンファレンス・退院時共同指導への参加※ | 　可 |
| 状況に応じて可 |
| 不可 |
| 22 | 地域支援体制加算※ | 地域支援体制加算１ |
| 地域支援体制加算２ |
| 地域支援体制加算３ |
| 地域支援体制加算４ |
| 加算なし |
| 令和6年6月以降の算定予定を選択してください。変更の場合は変更届を提出してください。地域支援体制加算算定薬局は、「夜間にも相談できる薬局」として公表します。 |
| 23 | 在宅薬学総合体制加算※ | 　在宅薬学総合体制加算１ |
| 　在宅薬学総合体制加算２ |
| 　加算なし |
| 令和6年6月以降の算定予定を選択してください。変更の場合は変更届を提出してください。 |

**次ページへ続く**

|  |  |
| --- | --- |
| 24 | 薬局所在地の地図※Googleマップの画面コピー等薬局の所在地が分かる地図を添付してください。 |
|  |